

2 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jpホームページ <http://www.seko-tax.com/><http://www.healing-tax.com/>

1 ごあいさつ

あと数日でソチオリンピックが始まります。日本との時差が5時間あるようで、なかなかリアルタイムでTV観戦は難しいですね。翌日寝不足で仕事するわけにもいきませんので、録画するかダイジェスト番組を見ることになりそうです。

今月、事務所便り第17号を発行させていただきます。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、「平成25年分の確定申告について」「消費税の税率引上げに伴う経過措置について その4」、「最近の税務関連状況」税金以外のテーマとしまして、「冷えについて」を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。



2 平成25年分の確定申告について

平成25年分の確定申告の提出時期が近付いてきました。税理士としましては、そろそろ取引先さんに書類をいつ頃お預かりさせていただけるかをお聞きする時期でもあります。

ここでは、平成25年分の確定申告について簡単に説明することにいたします。

提出期間	申告所得税につきましては、 H26年2月17日(月)からH26年3月17日(月)まで。 なお還付申告(所得税の還付をしてもらう申告)につきましては、2月17日以前でも提出することは可能です。 *還付を早く受けたい方はお早めに提出してください。
------	--

さい。

消費税につきましては、**H26年2月17日(月)からH26年3月31日(月)まで。**

変更点

・今回の申告から所得税と併せて**復興特別所得税の申告と納付を行う**ことになるのが大きな変更点です。
***確定申告書をご覧になっていただくと分かりますが、所得税を算定する箇所までは例年とほぼ違いはありませんが、所得税を算定した後に復興特別所得税(2.1%)を算定する欄が新たに設けられています。**

納付

現金で納付される場合

申告所得税 H26年3月17日(月)まで

消費税 H26年3月31日(月)まで

振替納税を利用されている場合

申告所得税 H26年4月22日(火)に口座引落

消費税 H26年4月24日(木)に口座引落

延納

申告所得税額を1回で納付するのが困難な場合に2回の分割にすることができます。

延納を届け出る額によっては利子税(1.9%)が必要になる場合がありますが、平成25年分につきましては、**249,000円までなら利子税は不要となっております。**

確定申告の詳細につきましては、「平成25年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」(国税庁のHPでご覧になれるかまたは各税務署で配布しております)をご覧ください。

3 消費税の税率引上げに伴う経過措置について その4

先月の続きとなりますが、今月も国税庁消費税室から発行されております「平成26年4月1日以後に行なわれる資産の譲

渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&

A」を参考にしてご説明させていただきます。

【問19 資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要を教えてください。】

平成8年10月1日から指定日の前日(平成25年9月30日)までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、**当該契約の内容が次の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けについては、旧税率が適用**されます。

ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この経過措置は適用されません。

①	当該契約に係る資産の貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること
②	事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
③	契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申し入れをすることができる旨の定めがないこと 当該貸付けに係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額の合計額のうち当該契約期間中に支払われる当該資産の貸付けの対価の額の合計額の占める割合が100分の90以上であるように当該契約において定められていること

*条件を1つ1つ見ていく前に契約の締結がいつされているかをまずご確認ください。平成25年9月30日までに契約していないと経過措置は受けられません。

【問20 所得税法又は法人税法上、売買(資産の譲渡)として取り扱われるリース取引について、資産の貸付けに関する税率等の経過措置に規定する経過措置が適用されますか。】

資産の貸付けに関する税率等の経過措置に規定する経過措置の適用対象となるのは、「資産の貸付け」に係るものですから、この経過措置は適用されません。

なお、この経過措置以外で経過措置の規定が適用される場合があります。

*どの経過措置に適用されるかを判断するのは難しいので、お知り合いの税理士又はお近くの税務署でお尋ねされることをお勧めいたします。

【問21 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約は、指定日の前日(平成25年9月30日)までに締結しており、その契約内容は、資産の貸付けに関する税率等の経過措置

に規定する経過措置の適用要件を満たすものです。

ところで、この賃貸借契約には、自動継続条項が定められており、いずれか一方からの解約の申出がない限り、当初条件で自動的に賃貸借契約が継続されます。

例えば、当初の貸付期間が施行日を含む2年間で、その後2年ごとに自動継続する場合、自動継続期間を含めて、経過措置が適用されますか。】

自動継続条項があるとしても、契約における当初の貸付期間は2年間ですから、その2年間のうち、施行日(平成26年4月1日)以後に行われる貸付けのみがこの経過措置の適用対象となります。

*仮に平成25年6月1日から平成27年5月31日の2年間だとしますと平成26年4月1日から平成27年5月31日の間が経過措置の適用対象となり消費税率は5%ということになります。



【問22 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約においては、貸付期間及び貸付期間中の賃借料が定められており、かつ、賃借料の変更はできないこととなっていますが、やむを得ない事情が生じた場合には、いつでも解約することができる旨の特約が付されています。

このような解約条項がある賃貸借契約でも、資産の貸付けに関する税率等の経過措置に規定する経過措置が適用されますか。】

これにつきましては、前述の問19の①～③の要件をご覧になっていただくことになります。

この場合、解約の申し入れをすることができる旨が定められていますから、③の要件を満たしていませんが、①及び②の要件を満たしていますので、この経過措置が適用されます。

【問23 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約は、指定日の前日(平成25年9月30日)までに締結しており、その契約内容は、貸付期間を2年間とし、その期間中の賃借料につき最初の1年間は月20万円、残りの1年間は月15万円としています。

この賃貸借契約について、資産の貸付けに関する税率等の経

過措置に規定する経過措置が適用されますか。】

この場合には、貸付期間中に賃料が変動しますが、貸付期間及びその期間中の対価の額があらかじめ定められていることから、「対価の額が定められていること」に該当します。

したがって、この場合、他の適用要件を満たしている場合には、この経過措置が適用されます。

【問 2 4 資産の貸付に関する税率等の経過措置に規定する経過措置は、「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」が適用要件とされていますが、例えば、2年間は賃料の変更を行うことができないとする定めは、この要件に該当しますか。】

この場合には、2年間は賃料の変更を行うことができないこととされていますから、その2年間は、「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」の要件を満たします。

したがって、他の要件を満たしている場合には、**2年間は**この経過措置が適用されます。

4回にわたって消費税率変更に伴う経過措置について説明させていただきました。他の項目もまだありますが、この4回で終了とさせていただきます。



4 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

国民年金保険料関連

先月にも取り上げさせていただきましたが、その時よりも詳細な記事がありましたので、ご紹介させていただきます。

日経新聞に「**国民年金滞納者差し押さえ 所得 400 万円以上で 厚労省方針**」との記事が掲載されておりました。

国民年金の納付率向上に向けた対策として以下のような内容の記事でした。

- ・所得 400 万円以上で、保険料を 13 カ月以上滞納している人を対象に資産を差し押さえるなど強制徴収に踏み切る
- ・失業者など低所得者向けには納付を猶予する制度を拡充する。

・今年の4月から順次実施する。

・年金記録問題への対応が今年度で一区切りを迎えることもあり、今年度からは全国の事務所で対応要員を大幅に増やして取り組みを強化する。

・差し押さえに至るまでに

1 電話や個別訪問などで納付を催促

2 督促状を送付

3 納付に応じない場合、銀行口座や有価証券、自動車など財産を調査し、処分できないよう差し押さえる

上記の1～3の段取りになるようです。

・2015 年度以降、年収基準を引き下げるなどして強制徴収の対象者を拡大することを検討する。

*強制徴収するのが納付率を上げるのには即効性があるのでしょうか、自主的に納付したいと思える制度になるように制度の見直しにも力を注いでいただきたいと思います。

ふるさと納税関連

日経新聞に「**ふるさと納税 特産品目当て? 節約お助け小口増える**」という記事が掲載されておりました。

まずは、「ふるさと納税」の説明です。

「ふるさと納税」とは、都道府県や市町村に寄付をすると、寄附金のうち 2 千円を超える分が住民税と所得税から差し引かれる仕組みで、生まれ故郷や応援したい市町村など、どの地方自治体に対する寄付も対象になります。控除を受けるには、寄付をした翌年に確定申告をすることが必要になっています。

記事の内容を読んでみますと、総務省の調査では、個人の自治体への寄付件数は、2008 年に 54,004 件が 2012 年には 2.3 倍の 121,858 件まで増えている一方寄附額は、77 億円から 96 億円への 25% の増加にとどまっているとのことでした。

金額が伸びていない理由は、特産品目当ての寄付が多いからようです。1 万円以上寄付すれば 5 千円程度の特産品で応える自治体が多いことがその要因なのでしょう。

このような数値から総務省は、「**ふるさと納税を税収格差の是正策ではなく、地場産業の活性化や観光振興のツールととらえる自治体が多い**」と分析しているとのことでした。

*まだ「ふるさと納税」を利用したことがなかったのですが、この記事を取り上げたのをきっかけに一度「ふるさと納税」をしてみようかなと思っています。

5 冷えについて

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマに

ついて毎回書いていくことにしております。

書く順序が反対になってしまいましたが、冷えについてご紹介しておきます。



まず「冷え」とは、「上半身が温かく下半身が冷たい＝**頭寒足熱に反する状態**」です。

この冷えを招く原因を先月号にも書きましたが、再度ご紹介しておきます。

冷えを招く原因

乱れた食生活として

- ・季節外れの野菜や果物の摂取
- ・冷たい物や甘い物の食べ過ぎ
- ・朝食抜きや過食

乱れた生活習慣として

- ・運動不足
- ・冷暖房などで空気を加工している住環境
- ・ストレス

などが挙げられます。

次に「冷えは万病の元」という言葉をよくお耳にしていると思うのですが、

冷えは万病の元

体温が1℃下がると免疫力は30%以上低下し、平熱より1℃体温が上昇すると、免疫力は一時的に5～6倍になり、体温が35℃まで下がるとガン細胞が盛んに増殖するとされているそうです。「冷え」は、**健康・生命にとっては大敵**と言わざるを得ません。

身体が冷えると身体の中で不完全燃焼を起こし、それで血液中のコレステロール、中性脂肪、糖などの栄養物質の燃焼が妨げられるし、尿酸、乳酸などの老廃物の燃焼・排泄も悪くなって血液中に残り、血液を汚すことになるそうです。他に水分の摂り過ぎで身体が冷えて、それにより血液を汚すことにもなるそうです。

さらに石原結實氏の書籍では、次のように書かれています。『西洋医学では、「血液サラサラのために、なるべく多くの水分を摂るように」と水分摂取を推奨しているが、漢方では、体内に余分な水分を摂りすぎて、十分に排泄出来ない場合「水毒」と言い、水は「毒」になるということを2000年も前から、警告しているのである。』

上記の文章中の「水毒」症状をご紹介します。

漢方の「水毒」症状

- ・メニエル症候群…内耳の中のリンパ液という水分の過剰
- ・偏頭痛…嘔吐（胃液という水分を出して、頭痛をよくしようとする）
- ・帯状疱疹…水泡による水分の排泄現象
- ・アレルギー
- ・結膜炎…涙
- ・鼻炎…くしゃみ、鼻水
- ・喘息…水様たん
- ・アトピー…湿疹
- すべて、余分な水分の排泄現象
- ・緑内障…水晶体を洗っている眼房水の増加
- ・頻脈、不整脈…脈を速くして、体温を上げ、水分を消費しようとする反応

今回は、税務関連記事が多くなってしまい、あまりご紹介できませんでした。冷えに関する情報は、また次回に書かせていただくことにいたします。

【参考文献】

- ・37℃のふしぎ（美健ガイド社）
- ・「食べない」健康法 石原結實著 PHP文庫
- ・「粗食」で10歳若返る 幕内秀夫著 三笠書房

5 編集後記

今年も確定申告の時期となりました。

取引先の確定申告事務の進捗状況によりますが、来月（3月）号の事務所便りの発行は昨年と同様に休刊させていただく予定にしております。事務所便りの原稿作成から仕上げまで最低2日は必要になってきますので、3月17日の提出期限が迫ってくる状況でなかなか作成する時間的な余裕を持つことが正直難しくなってきます。あらかじめご了承ください。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。